

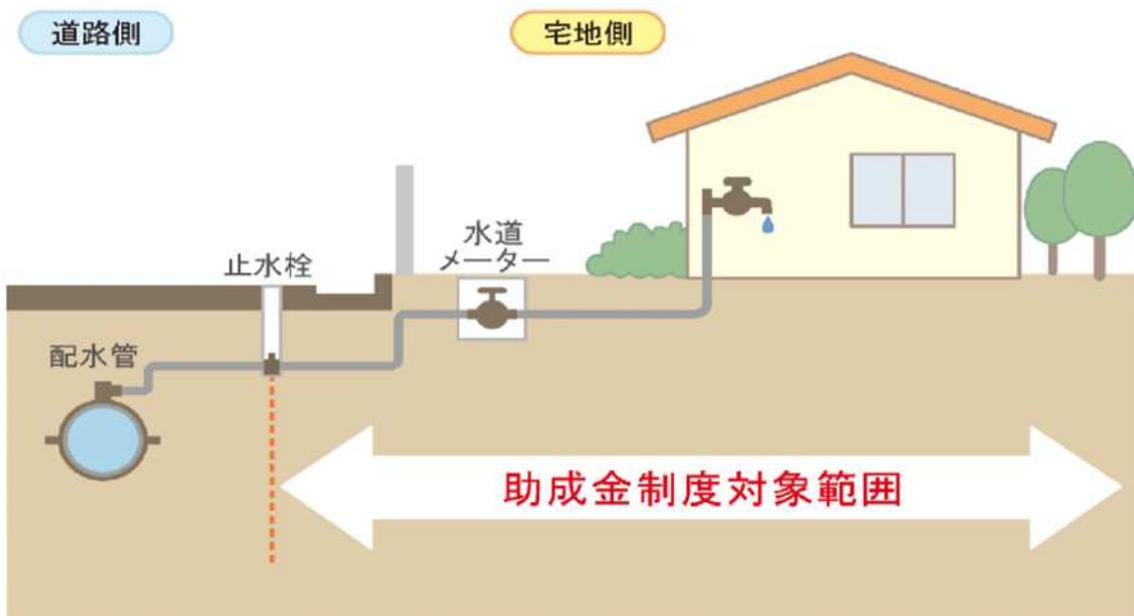
<報道発表資料>

令和7年3月17日
京都市上下水道局水道部水道管路課

鉛製給水管取替工事助成金の申請受付開始

京都市上下水道局では、令和7年度も以下のとおり、宅地内に残存する鉛製給水管（以下「鉛管」という。）について、お客さまが取り替える際の工事費の一部を助成する制度の申請受付を開始します。

助成対象範囲の図（止水栓から宅地側）



【目的】

京都市上下水道局では、漏水を防止し、安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、鉛管の解消を目指し、取替工事に対する助成金制度を設けています。

※給水装置工事は、京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）でなければ行うことができません。

【助成金の概要】

● 受付期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金)

● 助成対象

(1) 対象者

京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者

(2) 対象工事

- ・宅地内の給水装置（敷地境界から蛇口等まで）の鉛管を鉛以外の材質に取り替える工事
※漏水修繕時に鉛管を取り替える工事を含む。

● 助成金額

対象となる工事1件につき、工事費（消費税及び地方消費税込み）の2分の1

※ただし、上限額150,000円

※本助成金制度は京都市の令和7年度予算の成立が前提で、40件程度を予定しています。

● 申込方法

お客さまから工事の依頼を受けた指定業者が、給水装置の所有者に代わり申請します。
指定業者は、上下水道局のホームページでご確認ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000007136.html>

（京都市上下水道局 HP⇒お客さまへ⇒京都市指定上下水道工事業者のご案内）

<鉛管からの鉛の溶出について>

昭和60年以前の建築物には、水道メーターの前後に鉛管が使われている場合があります。京都市が実施している調査の結果から、日々の通常の使用状態では、水道水の水質基準項目である「鉛及びその化合物」の基準値「0.01 mg/ℓ以下」に適合しており、安全性に全く問題はありません。

しかしながら、長時間水道を使用されなかった時の溜まり水には、鉛がわずかに溶出することがあるため、バケツ一杯程度（約10ℓ）を飲み水や炊事以外の用途に使用することをお勧めしています。また、より安心してお使いいただくため、鉛管の取替えをお勧めしています。

<お問合せ先>

京都市上下水道局 水道部水道管路課

電話：075-672-7749